

令和5年第11回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年10月5日（木） 午後0時05分
閉会日時	令和5年10月5日（木） 午後0時20分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室25・26
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第44号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について

【前回議事録の承認】

令和5年第7回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号2番及び3番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・小中学校の学習発表会及び学校祭について、学校によってはコロナ禍前の従来の形で開催するなど賑わいを取り戻しつつある。ただ、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが発生している報告も受けているので、まだまだ油断はできないと捉えている。

【議 事】

○議案第44号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について
（教育総務課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	スケジュールについて、11月下旬に開催予定の第2回統合準備会以降の見通しはどのように考えているのか。各部会において決めるのか。
----	---

令和5第11回 湯沢市教育委員会議事録

教育総務課長	第1回の部会において協議しスケジュールをまとめていただき、その報告を受け、統合準備会のスケジュールを決めていきたいと考えている。
委員	要綱案第3条において、準備会は委員12人以内をもって組織するとあるが、根拠は何か。
教育総務課長	委員を組織する3校から、校長、教頭、保護者PTA代表2名、4名ずつの計12名と考えている。
委員	今回の統合は、統合の話は以前からあったことと思うがそれがうまく伝わっていなかった、また、報道が先になってしまったという経緯がある。準備会の部会で決まったことが、これから学校に入ってくる方々にきちんと伝わっていくのか、伝える工夫が必要かと思う。部会以外の方々が知るのがほぼ決定してからではなく、部会からスムーズに皆に情報が行く形が取ればと考える。
教育総務課長	部会については、それぞれのPTAを代表する方に、意見を集約する形で報告いただければ良いが、できないとすれば、個人の意見ではなく、ある程度、まとまった意見をいただければと考えている。その際に、保護者の皆様に意見交換をさせていただいて情報が伝わるなど、保護者の皆様の意見、思いが準備会及び部会に伝わるような手法をとっていきたいと考える。 なお、統合準備会だよりという形で、準備会で決定した事項については、関係する地域の住民の皆様に随時お知らせし、情報を出していきたいと考えている。
委員	一番に山田中学校で心配しているのが、スクールバスと事前交流についてであり、そのようなところは丁寧にやっていただきたい。
教育総務課長	これまでの説明会での御意見やPTAが実施したアンケートでも様々な御意見・御要望をいただいている。それらについては、それぞれの部会に確実に伝え、その部会の中で協議・検討いただけるようしていく。また、部会には、事務局職員も入るので、取りこぼしなく進めていきたい。

令和5第11回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第44号	湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について	可決

令和5第11回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第11回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年10月5日(木) 総合教育会議終了後
場 所 市役所本庁舎2階 会議室25・26

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第11回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第44号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第44号

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年10月5日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢南中学校及び山田中学校の統合に伴う諸課題を検討し、2校の統合を円滑に推進するため、制定するものです。

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の制定について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、湯沢南中学校及び山田中学校の統合に伴う諸課題を検討し、2校の統合を円滑に推進するため制定するものです。

2 規則等の制定の理由

令和5年9月定例会市議会において、山田中学校統合案が可決され、令和8年4月1日、山田中学校を湯沢南中学校に統合することが決まりました。

これまでの説明会等で保護者や地域の皆様からいただいたスクールバスの乗車対象範囲や制服・体育着等の取り扱いなどについての御意見、懸念される事項について協議・検討していただくため、教職員やPTAの代表者で組織する統合準備会（部会を含む）を設置するものです。

3 統合準備会及び部会**(1) 統合準備会及び部会の構成員**

- ・湯沢南中学校…当該校
- ・山田中学校……当該校
- ・山田小学校……令和8年度の統合時に湯沢南中学校に通学するのは、現在の山田小学校4～6年生であり、山田小学校1～3年生も湯沢南中学校へ通学することとなる。統合の際に当事者となる山田小学校PTAからの意見は貴重であり、円滑な統合を目指すため必要な構成員であると考えため。

※湯沢西小学校及び同校PTAは必要がある際に参加を求めるとする。

(2) 部会の構成・主な検討事項等

別紙「湯沢南・山田中学校統合準備会 部会（案）」のとおり

(3) スケジュール

- ・10月上旬 各校へ統合準備会委員の推薦依頼
- ・10月下旬 第1回統合準備会
- ・11月中旬 第1回部会
- ・11月下旬 第2回統合準備会

4 施行期日

告示の日から施行します。

※市の形式による要綱（案）は添付のとおり

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱

令和5年 月 日
教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 湯沢南中学校及び山田中学校（以下「当該中学校」という。）の統合に伴う諸課題を検討し、2校の統合を円滑に推進するため、湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会（以下「準備会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 準備会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校施設及び学校運営に関する事項
- (2) 通学路及び通学手段に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項

(組織)

第3条 準備会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 当該中学校及び山田小学校のPTAから選出された者（以下「PTA代表者」という。）
- (2) 当該中学校及び山田小学校の校長及び教頭

(任期)

第4条 委員の任期は、当該中学校の統合が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 準備会に会長及び副会長2人以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育委員会教育長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、準備会の会議に委員以外の関係者の出席

を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門的な事項の検討及び調整（以下「検討等」という。）を行うため、準備会に部会を置く。

2 部会は、P T A代表者並びに当該中学校及び山田小学校から選出された教職員（以下「部会員」という。）で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により定める。

4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した部会員がその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の部会は、会長が招集する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 部会長は、検討等の結果を準備会の会議において随時報告するものとする。

(庶務)

第8条 準備会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が準備会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

湯沢南・山田中学校統合準備会 部会（案）

	部会名	学校・PTA 構成メンバー	主な検討事項		稲川小		湯沢西・三関・須川			
					設置要綱	R2.2.24	設置要綱	R1.12.16		
			統合前の事項		統合後の事項		統合年月日	R4.4.1	統合年月日	R3.4.1
							部会名	回数	部会名	回数
1	校長部会	校長	各部会の総括（準備会全体計画）、その他の部会に属さないこと（制服・体育着・通学鞆）	教育目標、学校経営構想、校務分掌、学校運営協議会、その他の部会に属さないこと（部活動、制服・体育着・通学鞆）	校長部会	4	校長教頭部会	6		
2	教頭・PTA、事務部会	教頭 PTA代表者 事務職員		公簿管理、校内財産の管理、学校運営組織、安全管理、生徒名簿、PTA組織と規約、PTA行事等、集金・積立て	教頭（PTA部会）部会	3	PTA部会	7		
				諸帳簿及び学校備品表簿、職員関係書類、備品管理台帳、準要保護児童生徒関係	事務部会	5	事務部会	14		
3	教育課程、学習・生徒指導部会	教務主任 研究主任 生徒指導主事 ※校長・教頭	小中間の連絡調整、事前交流事業、学校行事（見学について）	教育課程の編成、学校行事、小中間の連絡調整、日課表（スクールバス時間との関係）、学級編制	教育課程研究部会	4	教育課程部会	5		
				研究の体制と全体計画、年間指導計画の整理、教材備品、図書	学習指導研究部会	4	学習指導部会	5		
				約束やきまりの統一、地域の危険箇所、生徒個人票と住所一覧表	生徒指導研究部会	4	生徒指導部会	7		
4	養護教諭、特別支援部会	養護教諭 特別支援教育主任 ※校長・教頭		公簿及び備品等の管理、調査・記録の整理、諸検査・診断の整理、学校医との連絡調整、保健室経営	養護教諭部会	3	保健指導部会	2		
				令和8年度の学級編制を見通した特別支援学級の経営と交流学習・支援計画、備品や教具の管理	特別支援部会	2	特別支援部会	5		
5	通学検討部会	教頭 生徒指導主事 PTA代表者		通学路の検討、生徒個々の通学方法確認、スクールバス登下校時の乗降場所・時刻の検討、見守り隊への協力依頼、登下校の方法と安全（スクールバス通学、徒歩通学）	通学検討部会	7	生徒指導部会で検討			

※3、4の部会は、湯沢南中、山田中の校長又は教頭に部会への参加をお願いします。

校長部会及び教頭・PTA、事務部会への山田小学校からの出席は関係議題がある場合とする。